

白老町都市計画マスタープラン策定委員会の体制と役割

設置目的	白老町における都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定するために設置するもの
役割	庁内検討部会が作成した計画の「骨子案」や「素案」について、町民の立場や専門的な知見から調査・検討を行い、計画原案を策定する
委員構成	策定委員会は、公募及び町長の指名により12名以内の委員で構成するものとし、委員の互選により、委員長1名、副委員長2名を置くこととする ○委員長 1名 ※別紙名簿のとおり ○副委員長 2名 ○委員 8名
委員任期	計画策定まで（令和4年9月末を予定）
会議頻度	随時（6回程度）
報酬・旅費	町の規程に基づき報酬を支払う。あわせて、旅費規定に準じ交通費を支給する。
事務局	事務局長：政策推進課長、政策推進課都市企画グループ